

経 済 産 業 省

20200525 貿局第1号
輸入注意事項2020第10号
経済産業省貿易経済協力局

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第9号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年6月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」の一部改正について

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第9号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和2年6月7日から施行する。

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第9号）

改 正 後	現 行
平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる特定物質の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。 <u>なお、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について）は、平成19年3月31日限りで、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第35号（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質について）は、令和2年6月6日限りで廃止します。</u> 記 1 対象品目 <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号。以下「化学兵器禁止法」という。）第2条第3項に規定する特定物質</u> なお、特定物質の<u>範囲</u>については、化学兵器禁止法施行令（平成7年政令第192号）別表1の項第3欄又は第4欄<u>及び別表</u>を参照のこと。 2 書面申請手続 (1) 提出書類 ①～④ （略） ⑤ 申請者が<u>化学兵器禁止法第5条第1号及び第3号から第5号までに該当しないことを説明した書面</u> 1通 （削る）	平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる特定物質の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。<u>なお、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について）は、平成19年3月31日限りで廃止します。</u> 記 1 対象品目 <u>化学兵器禁止法第2条第3項に規定する特定物質</u> なお、特定物質の<u>具体的範囲</u>については、化学兵器禁止法施行令（平成7年政令第192号）別表1の項第3欄又は第4欄を参照のこと。 2 書面申請手続 (1) 提出書類 ①～④ （略） ⑤ 申請者が<u>下記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しないことを説明した書面</u> 1通 <u>(イ) 化学兵器禁止法又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の</u>

(削る) (削る) (削る) ⑥・⑦ (略) (2)・(3) (略) 3・4 (略) 別表 (1) 毒性物質 <table><tr><th></th><th>関 税 率 表 の 番 号 等</th><th>貨 物 名</th></tr><tr><td><u>1</u></td><td><u>2931.90-000</u></td><td><u>Ｏ－アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td><u>2931.90-000</u></td><td><u>Ｏ－アルキル＝Ｎ・Ｎ－ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、Ｎ・Ｎ－ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）</u></td></tr><tr><td><u>3</u></td><td><u>2930.90-900</u></td><td><u>Ｏ－アルキル＝Ｓ－二－ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのア</u></td></tr></table>			関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名	<u>1</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>Ｏ－アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）</u>	<u>2</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>Ｏ－アルキル＝Ｎ・Ｎ－ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、Ｎ・Ｎ－ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）</u>	<u>3</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>Ｏ－アルキル＝Ｓ－二－ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのア</u>	<u>刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者</u> <u>(ロ) 化学兵器禁止法以外の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者で、その情状が特定物質の輸入をする者として不適当な者</u> <u>(ハ) 禁治産者</u> <u>(ニ) 法人であって、その業務を行う役員のうちに上記(イ)から(ハ)までに該当する者がある者</u> ⑥・⑦ (略) (2)・(3) (略) 3・4 (略) (新設)
	関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名												
<u>1</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>Ｏ－アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）</u>												
<u>2</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>Ｏ－アルキル＝Ｎ・Ｎ－ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、Ｎ・Ｎ－ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）</u>												
<u>3</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>Ｏ－アルキル＝Ｓ－二－ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのア</u>												

		<u>ルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S－二－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>	
<u>4</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>S－二－ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホノチオラート（S－二－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>	
<u>5</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>二－クロロエチルクロロメチルスルフィド</u>	
<u>6</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>ビス（二－クロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス）</u>	
<u>7</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>ビス（二－クロロエチルチオ）メタン</u>	
<u>8</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>一・二－ビス（二－クロロエチルチオ）エタン（別名セスキマスタード）</u>	
<u>9</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>一・三－ビス（二－クロロエチルチオ）－n－プロパン</u>	
<u>10</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>一・四－ビス（二－クロロエチルチオ）－n－ブタン</u>	
<u>11</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>一・五－ビス（二－クロロエチルチオ）－n－ペンタン</u>	
<u>12</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>ビス（二－クロロエチルチオメチル）エーテル</u>	
<u>13</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>ビス（二－クロロエチルチオエチル）エーテル（別名O－マスタード）</u>	
<u>14</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>二－クロロビニルジクロロアルシン（別名ルイサイト一）</u>	
<u>15</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>ビス（二－クロロビニル）クロロアルシン（別名ルイサイト二）</u>	
<u>16</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>トリス（二－クロロビニル）アルシン（別名ルイサイト三）</u>	

<u>17</u>	<u>2921.19-000</u>	<u>ビス（二クロロエチル）エチルアミン（別名HN一）</u>
<u>18</u>	<u>2921.19-000</u>	<u>ビス（二クロロエチル）メチルアミン（別名HN二）</u>
<u>19</u>	<u>2921.19-000</u>	<u>トリス（二クロロエチル）アミン（別名HN三）</u>
<u>20</u>	<u>3002.90-100</u>	<u>サキシトキシシ</u>
<u>21</u>	<u>3002.90-100</u>	<u>リシシ</u>
<u>22</u>	<u>2931.39-000</u>	<u>PーアルキルーNー〔一ー（ジアルキルアミノ）アルキリデン〕ホスホンアミド酸＝フルオリド（Pーアルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、Pーアルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>23</u>	<u>2929.90-000</u>	<u>Nー〔一ー（ジアルキルアミノ）アルキリデン〕ホスホンアミド酸＝フルオリド（アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>24</u>	<u>2929.90-000</u>	<u>Nー〔一ー（ジアルキルアミノ）アルキリデン〕ホスホロアミドフルオリド酸（アルキル基がシクロアルキル基</u>

		<u>であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>	
<u>25</u>	<u>2929. 90-000</u>	<u>アルキル＝N－〔――（ジアルキルアミノ）アルキリデン〕ホスホロアミドフルオリダート（ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>	
<u>26</u>	<u>2931. 39-000</u>	<u>N－〔ビス（ジエチルアミノ）メチリデン〕－P－メチルホスホンアミド酸＝フルオリド</u>	
<u>27</u>	<u>2933. 39-220</u>	<u>N－アセチルオキシアルキル－N・N・N′・N′－テトラアルキル－N′－{〔三－（ジメチルカルバモイルオキシ）ピリジン－二－イル〕メチル}－N・N′－（デカン――・X－ジイル）ジアンモニウム＝ジブロミド（アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロ</u>	

		<u>キシアルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル（アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノアルキル又はヒドロキシアルキル）及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アセチルオキシ基（アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノ基又はヒドロキシ基）がその結合するアルキル基と当該アルキル基の位置番号一から八までのいずれかの炭素原子において結合しているものに限る。）（Xは、一から十までの整数を表すものとする。）</u>	
<u>28</u>	<u>2933.39-220</u>	<u>N・N・N'・N' —テトラアルキル—N・N' —ビス</u> <u>{[三—（ジメチルカルバモイルオキシ）ピリジン—二—</u> <u>イル]メチル}エタンビス（アミジウム）＝ジブロミド</u> <u>（テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下である</u> <u>ものに限る。）</u>	
<u>29</u>	<u>2933.39-220</u>	<u>N・N・N'・N' —テトラアルキル—N・N' —ビス</u> <u>{[三—（ジメチルカルバモイルオキシ）ピリジン—二—</u> <u>イル]メチル}—N・N' —（二・</u> <u>X₁—ジオキソアルカン—・X₂—ジイル）ジアンモニ</u> <u>ウム＝ジブロミド（アルカンの構造が直鎖であり、当該</u> <u>アルカンの炭素数が四以上十二以下であり、かつ、テト</u> <u>ラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるもの</u> <u>に限る。）（X₁は当該アルカンの炭素数から一を減じた数</u> <u>を、X₂は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものと</u> <u>する。）</u>	

(2) 原料物質

	<u>関 税 率 表 の 番 号 等</u>	<u>貨 物 名</u>
<u>1</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>アルキルホスホニルジフルオリド(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)</u>
<u>2</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>〇ーアルキル＝〇ー二ージアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット(〇ーアルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇ーアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、〇ー二ージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>3</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>〇ー二ージアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホニット(〇ー二ージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>4</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>〇ーイソプロピル＝メチルホスホノクロリダート(別名クロロサリン)</u>
<u>5</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>〇ーピナコリル＝メチルホスホノクロリダート(別名クロロソマン)</u>

別紙 1 ・ 別紙 2 (略)

別紙 1 ・ 別紙 2 (略)